

天災等による池田市専門相談中止の取扱いについて

1. 定義

(1) 専門相談とは、池田市総合政策部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が実施している、法律相談、司法書士相談、行政書士相談、税理士相談、宅地建物取引士相談、土地家屋調査士相談をいう。

(2) 関係機関とは、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会豊能支部、近畿税理士会豊能支部、大阪府宅地建物取引業協会北摂支部、全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部、大阪土地家屋調査士会北摂支部をいう。

2. 中止の基準

(1) 池田市に暴風警報若しくは暴風雪警報又は特別警報が発表され、相談日当日午前11時（相談開始時間が午前9時半の場合は午前7時半）の時点で解除されていない場合

(2) 池田市災害対策本部より災害対策活動を優先する指令があり、相談日前日までに解除されない場合

(3) その他、専門相談の実施が困難と判断した場合

3. 中止の判断および関係機関による協議の請求について

(1) 広報広聴課は、2. 中止の基準に該当し専門相談を実施できないと認められる場合、専門相談を中止することができる。

(2) 関係機関は、2. 中止の基準に該当する場合には、専門相談の中止について広報広聴課と協議することができる。

4. 中止連絡等

(1) 広報広聴課の対応

専門相談を中止する場合は、中止の対象となる専門相談や再開の見通し等につき、当該専門相談に係る関係機関および予約者等に電話・メール等により連絡をする。

(2) 関係機関の対応

専門相談を中止する場合は、中止の対象となる専門相談の中止等につき、担当相談員等への連絡をする。

5. 振替日の決定・周知等

法律相談が中止となった場合は、振替日については、広報広聴課と大阪弁護士会が速やかに協議し合意のうえで、できる限り当初の相談日から2か月以内（同一年度内）に定める。

実施場所は原則、当初の相談実施場所とする。また振替日を設けられなかった場合や、予約者が振替日では都合が悪い場合は、直近の相談日を案内するなど、できる限り予約者の利便性を図るものとする。

なお法律相談以外の専門相談は、原則として振替日を設けず、中止日に係る予約はキャンセル扱いとし、その先は通常どおり実施日2週間前の午前9時からの、本人からの申請による予約受付とする。

6. 中止にかかる事務の流れ

別紙のとおり